

---

○議長（木下一己君） ただ今から、平成29年第1回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 大西 功 議員及び6番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの10日間に決定いたしました。

---

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第4 町長より、町政執行方針の表明があります。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。町政執行方針を述べさせていただく前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今冬は降雪が少なく、さらに暖気にも見舞われ、町民の皆さんにとりましても除雪や排雪等の御苦勞が例年より少し緩和されたのではないかと推察するところであり、1日でも早い春の訪れを期待する今日この頃でございます。

このような折、議員の皆様には時節柄御多用のところ本定例会に御出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会に提案させていただく議案は、条例案件7件、予算案件14件、報告案件1件の計22件であり、そのほか5件について行政報告をさせていただくところでございます。

議員の皆様には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます。

げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、町政執行方針を述べさせていただきます。

平成 29 年第 1 回下川町議会定例会の開会に当たり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

平成 29 年度の国の経済見通しでは、平成 28 年度において、人口減少と個人消費や民間設備投資の伸びが力強さを欠いた状況の中、デフレの完全脱却と一億総活躍社会の実現に向けて、未来への投資を実現する経済対策とともに地方創生、国土強靱化、女性の活躍を含めた施策展開により経済の好循環を目指し、少子高齢化社会を乗り越えようとしています。

我が町の少子高齢化は進行しており、持続可能な地域社会を創造するための施策展開を強力に進めることが喫緊の課題として、その施策展開の旗印となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた施策の推進を図る必要があります。

平成 29 年度は、今任期の折り返しとなり、施策展開の重点事項として、第 1 に既存産業と新たな起業の支援を行い「潤いと活力のあるまち」を創ること、第 2 に安全で安心して生きがいを持てる「幸せ日本一のまち」を創ること、第 3 に情報共有と自治活動を促進し「住民が主役で、活躍のできるまち」を創ることに取り組んでまいります。

具体的には、「経済」「資源」「暮らし」「情報」「人材」の五つの社会循環を活性化し、個々の地域課題を着実に解決してまいります。

また、町民主権によるまちづくりを推進するため、行政情報の発信、情報の共有、丁寧な施策説明を行い、町民との意見交換を積極的に進めてまいります。

平成 29 年度の予算編成は、行政の継続性、地域課題の解決、地域活性化に留意し、予算編成を行ったところであります。

平成 29 年度の予算規模は、一般会計で 52 億 1,300 万円、対前年度比 7.9%減。

下水道事業特別会計で 2 億 7,844 万円、対前年度比 58.0%増。

簡易水道事業特別会計で 8,552 万円、対前年度比 32.0%減。

介護保険特別会計で 7 億 4,689 万円、対前年度比 3.4%増。

国民健康保険事業特別会計で 5 億 7,915 万円、対前年度比 0.3%増。

後期高齢者医療特別会計で 5,759 万円、対前年度比 2.3%減。

病院事業会計で 6 億 7,073 万円、対前年度比 21.9%増。

7 会計総額では 76 億 3,132 万円で、対前年度比 3.1%減となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然厳しい状態が続いておりますが、自ら考え、自律し、提案できる自治体づくりによって乗り切ることができるものと考えております。貴重な人的財産、町税、交付税、補助金等を有効に活用し、不安のない暮らしが続けられるよう、これから下川町を担う世代に対する将来への投資を念頭に置きながら、第 5 期下川町総合計画に基づき計画的な予算執行を進めることとしており、総合計画の基本目標と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

第 1 点目の基本目標「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

全ての町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の 5 項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域保健福祉の推進であります。

安全に安心して快適に暮らせるまちづくりは、地域全体で支え合う福祉、医療、保健の連携が重要であります。そのためには地域組織や各種団体の役割が大変重要であり、互いに地域全体を見守ることができるよう連携してまいります。

また、共生型住まいの場「ぬく森」の運営とともに、在宅における介護予防効果を高めていくため、介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉、医療サービスの質の向上を図るため、資格取得の支援や研修を実施し、人材の確保、育成を図るとともに、町営施設の効率的、効果的な運営に向けた改善方法を検討してまいります。

第2は、健康づくり・医療の対策であります。

住み慣れた地域で自分らしく健康に暮らせることは、町民すべての願いであります。

町民の健康意識を高め、心疾患や糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防し、生涯にわたって健康増進に取り組めるよう、健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、望ましい生活習慣を確立するための支援や環境づくりを進めてまいります。

また、健診並びに精密検査の未受診者には受診状況を確認し、疾病の早期発見・早期治療に繋げてまいります。

予防接種については、被接種者が有効性を理解した上で効果的に接種ができるよう、医療機関等と連携してまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、医療給付と保険税負担のバランスを保ち、健全な運営に努めてまいります。

なお、平成30年度から実施される国民健康保険制度改革について、情報収集と対応を協議してまいります。

次に医療対策であります。

町立下川病院は、町内唯一の医療機関であり、町民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉の連携を図り、超高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの拠点としての役割を担う「国民健康保険診療施設」に移行するとともに、CT等医療器機の整備や診療情報の電子化など、更なる診療体制の充実強化を図り、医療サービスの向上に努めてまいります。

また、各種予防接種や在宅医療等につきましては、保健福祉との連携を強化するとともに、専門的な治療につきましては、道北地域のセンター病院に位置付けられている名寄市立総合病院との医療連携ネットワークの充実を図り、町民に身近な医療機関として、役割と機能の充実強化を図り、町民が安心して医療を受けられるよう努めてまいります。

第3は、高齢者支援の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で、生きがいを持って安心して生活することができるよう、介護予防の効果が期待できる高齢者の集いの場の充実に努めてまいります。

また、消費者被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進や、人感センサーと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めてまいります。

介護保険事業では、第6期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めるとともに、平成30年度から始まる第7期介護保険事業計画を策定してまいります。

地域支援事業では、ケアマネジメントにより総合的なサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進や生活支援体制の整備、地域リハビリテーション、在宅医療と介護の連携を強化して、安心した在宅生活が送られるよう施策を推進してまいります。

また、健康で生きがいのある暮らしができることを目的に、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加する介護予防ボランティア事業を推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営につきましては、地域における介護サービス及び地域福祉向上のため、介護職員等の人材確保や人材育成を図りながら、より充実したサービスの提供に努めてまいります。

後期高齢者医療制度は、運営主体であります北海道後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、周知、啓発活動に努めてまいります。

第4は、子育て支援の充実であります。

次代を担う子供一人一人の子育てを地域全体で支援していくため、妊娠、出産、乳幼児期を通じた母子保健事業を推進してまいります。

また、新たな子ども・子育て支援制度による「下川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを行うとともに、乳幼児を持つ保護者の負担軽減等のため、子育て支援センターを活用し、子育ての様々なニーズに対応できるよう子育て支援の充実を努めてまいります。

なお、子育てに係る経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第5は、障がい者支援の充実であります。

障がい者及び障がい児が、障害の有無にかかわらず、日常生活や社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法に基づく各種事業を推進し、障がい者が安心して生活できる環境を目指し、適正なサービスを総合的に実施してまいります。

また、各地域の関係事業所と連携を図るとともに、指定特定相談事業により、障がい者等が必要とされるサービス支援を計画的に推進してまいります。

障害者支援施設の運営につきましては、利用者の重度化、高齢化等に対応した生活支援員の確保と人材育成により、サービスの維持向上に努めてまいります。

また、グループホームの入居者がより安全で安心に暮らせるよう生活環境及び生活基盤の確保に努めてまいります。

次に、第2点目の基本目標「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」であります。

教育行政につきましては、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育施策の目標や根本となる方針であります「下川町総合教育大綱」に基づき、総合教育会議等を通じて取り組んでまいりますが、グローバル化の進展や情報通信技術の発展など、社会のあらゆる領域に様々な変化をもたらしている中、下川町が持続的に発展するには、地域の人材を育てる教育の役割がますます重要となっていることから、次の3項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育の充実であります。

義務教育におきましては、変化の激しい時代を生き抜くため、子供たちの確かな学力、

豊かな心、健やかな体をバランスよく育てる教育が求められていることから、子供たちの個性を伸ばし、能力を引き出しながら、社会で自立して生きていく上で必要な学力や体力を身に付け、新たな課題を自らが解決するための資質や能力を育むため、ICT教育と道徳教育の充実、地域の特色をいかした森林環境教育及び地産地消を学ぶ食育学習を行ってまいります。

小中連携・一貫教育につきましては、教職員の研修を通じた連携促進や地域とともにある学校づくりを進めるため、小中連携したコミュニティ・スクール制度を導入してまいります。

特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障がいのある子供と、障がいのない子供が共に学ぶことの理念を踏まえ、障害の程度に応じた指導や支援の充実及び教育環境の整備を図ってまいります。

また、本年4月から施行する「下川町いじめ防止対策推進条例」に基づき、行政や学校、保護者関係機関等が連携して、いじめのない町づくりを推進してまいります。

次に、下川商業高等学校は、近年、入学者数が定員を下回っておりましたが、平成29年度は定員を上回る出願があり、地域に開かれた魅力ある学校づくりの支援や、生徒に対する各種支援策の効果が現れたものと考えており、今後においても、存続の維持、発展に努めてまいります。

第2は、生涯学習・スポーツの推進であります。

ライフスタイルの変化や価値観の多様化など急速に変化する社会情勢の中、町民一人一人が潤いのある生活を送り、生涯にわたって学習することができる環境づくりを進めるため、生涯各期における学習機会と町民個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり教室等の生涯スポーツの充実に努めてまいります。

また、各種競技大会開催やスポーツ少年団活動の支援により、健全な心と体及び技術の向上を図ってまいります。

特に、ノルディックスキー競技におきましては、伊藤有希選手が、さきの世界選手権で銀メダルを獲得するなど、本町出身選手が国際舞台で活躍し、町民に夢と感動と勇気をもたらしております。今後におきましても世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き幼小中高一貫指導による選手の育成強化を進めてまいります。

第3は、芸術文化の振興であります。

芸術文化は、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな地域づくりに資するものであり、質の高い芸術文化に触れる機会の提供により、地域に根ざした個性あふれる文化活動を推進してまいります。

また、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため文化財保護及び活用に努めてまいります。

次に、第3点目の基本目標「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」であります。次の13項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

人口減少や少子高齢社会の到来、空き家、空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえ、有効な土地利用による都市づくりの方針となる「都市計画マスタープラン」を策定してまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

多世代の方に、より利活用される公園とするため、万里長城の三角地周辺整備を進めるとともに、安全で安心して快適に利用できるよう公園の適切な維持管理に努めてまいります。

第3は、住宅対策であります。

移住・定住対策など多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な個別改善事業や既存住宅の補修により、快適な住環境の整備を推進してまいります。

また、今後、増加が予想される空き家について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「空家等対策計画」を策定するとともに、関係団体等と連携を強化し、新たなコーディネート体制を構築し、空き家対策について総合的な施策を講じてまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

安全な道路交通の確保のため、計画的な道路、橋梁の改修及び維持補修を進めるとともに、路肩の草刈りなど交通環境の整備に努めてまいります。

第5は、積雪・寒冷の対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、効率的で効果的な除排雪事業に努めるとともに、「自主排雪支援事業」による宅地における排雪処理の支援を行い、冬期間の快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水を供給するため、「下川浄水場建設基本計画」を策定し、水道施設の計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下川浄化センター長寿命化計画」に基づき、機械、設備の計画的な改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

第8は、公共交通の対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として、基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持、確保に努めてまいります。

また、地域公共交通として、「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全で安心な暮らしの確保と利便性の向上に努めてまいります。

第9は、環境保全の対策であります。

廃棄物処理につきましては、ごみの分別の徹底による減量化と再資源化を基本として、住民周知や普及促進を図ってまいります。

また、埋立ごみの処理については、関係市町村と連携し、平成30年度の広域処理供用開始に向けた取組を推進するとともに、住民の利便性を考慮し、下川町内に一時仮置き場…いわゆるストックヤードを建設してまいります。

第10は、交通安全・防犯・消費生活の対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関や団体との連携により、町民一人一人の交通、防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めてまいります。

また、年々複雑巧妙化する悪質商法の対策として、迷惑電話を防止するための対策装置を貸出しするとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、

啓発活動及び相談支援体制を強化してまいります。

さらに、省エネ・防犯対策の推進を目的として、公区防犯灯の計画的なLED化を進めてまいります。

第11は、消防・救急救助の対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全、安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、救命資機材の更新及び消火栓の更新工事など消防施設整備を進め、消防力の充実強化を推進してまいります。

また、複雑多様化する火災や各種災害に迅速かつ的確な対応を図るとともに、増加する救急需要に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急体制の充実に努めてまいります。

第12は、防災対策であります。

近年、日本各地において、局地的な災害が多発しており、町民の生命、財産を守るため、防災と減災対策を進めてまいります。

国や関係機関、団体等との連携を強化し、洪水ハザードマップの見直しを行うとともに、全町的な防災訓練の実施、災害対策用備蓄品の整備、地域の自主防災に係る支援を行い、町民の防災意識の向上と防災体制の充実を図ってまいります。

第13は、情報化の推進であります。

地域情報通信基盤整備推進事業により整備した行政情報告知端末や光回線の利活用を進めてまいります。

次に、第4点目の基本目標「地域資源を活用した産業づくり」であります。次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、農業振興対策であります。

近年、異常気象や農業資材等の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足など地域が抱える課題に加え、農業政策の転換や米国がTPP永久離脱を表明するなど、農業を取り巻く情勢は不透明であり、生産現場では、今後の影響に対し不安感が募っております。

このような情勢の中、足腰の強い農業経営を目指して、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策の推進であります。

地域の活力を維持するためには、本町における農業の振興は極めて重要であることから、各種農業施策の推進とともに、関係機関と連携し農業者を支援してまいります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。

農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度を活用し、集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良施設については、指定管理者により効果的な運営に努めるとともに、土壌改良材活用による環境配慮型農業を推進してまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用集積を推進するとと

もに、道営草地整備事業の実施による安定的な自給飼料の確保と畜産収益力向上クラスター推進事業を支援してまいります。

また、農村地域の生活基盤である飲雑用水施設の計画的な改修を実施してまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

安全、安心な農畜産物の生産を推進するためには、乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援してまいります。

また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産に対して支援するとともに、生産体制の効率化及び拡大を図るため、施設整備等に対して支援してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間軽減を図るため、酪農ヘルパーの運営支援や乳肉複合経営を推進するため、優良和牛の導入を支援してまいります。

また、秀品率向上のためにフルーツトマトの半養液栽培技術の導入や新しい栽培技術の導入に対しても支援してまいります。

次に、農業経営を支援する施設運営についてであります。町営サンル牧場は、飼養コストや労働時間の軽減を図り、経営安定化に資する施設として指定管理者により運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大と経費軽減のため、生産者が中心となって利活用を進めてまいります。

農産物加工研究所は、販路拡大に努めるとともに、安定的な生産体制構築のため、原料確保等を進めてまいります。

さらに、農業経営環境が厳しさを増す中、多様な経営形態による経営改善を促進するため、農業経営の法人化を支援してまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

中核的農業者の活動促進や育成を図るため、「下川町農業振興基本条例」に基づく支援を行うとともに、配偶者対策を進めてまいります。

また、担い手を確保するため、引き続き上名寄地区に集住化住宅や研修施設の整備を進めるとともに、新規就農予定者の積極的な募集と、農業後継者育成を支援してまいります。

第2は、林業・林産業施策であります。

豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推し進める中で、林業・林産業システムの革新、雇用の確保・創出及び木材産業の安定化と地域の活性化等を目的として、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営を着実に推進するため、森林認証を基盤とした計画的な森林整備の実施により、木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域の活性化を進めるとともに、将来の優良な造林苗木を確保するため、クリーンラーチの特定母樹園を整備してまいります。

また、私有林振興策につきましては、「下川町林業振興基本条例」に基づく支援を継続するとともに、引き続き、F S C森林認証林整備を支援してまいります。



さらに、国有林との下川町森林整備推進協定団地内での計画的な森林整備と効果的な路網整備について、上川北部森林管理署の協力の下、事業を推進してまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林管理、施業の効率化、生産コスト低減のため、引き続き計画的な林道の開設、改良を行うことで、雇用の継続と地域の活性化を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業、林産業の持続的な人材確保の取組として、高校で森林、林業を学ぶ学生に対する実習フィールドの提供や町内の林業事業体へのインターンシップ等の受入れなど、高校と連携強化して更に充実した活動を継続してまいります。

また、人材育成の取組として、地元NPO法人等と連携して町内中学、高校生向けの職業教育を行い、林業、林産業への理解を深めるとともに、地元の就労に繋がる活動を進めてまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

森林の総合産業化を強力に進めるために、森林整備と併せて、林産業の振興である川下対策は極めて重要であるため、「下川町林業振興基本条例」に基づく、林業、林産業事業者の設備投資への支援を継続するとともに、人材育成、商品開発と販路拡大などへの支援や利子補給により、林業、林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んでまいります。

また、林業、林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査、研究及び誘致企業と連携した新たな木材活用の可能性調査を継続してまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

環境未来都市構想でエネルギー自給という大きな目標を掲げ、持続可能な地域のための基盤整備、林業・林産業の活性化、地域経済の活性化、町民の安全・安心、快適な生活環境整備を目的に、研究機関、専門家などの御支援、御協力により調査検討を重ね、木質ペレットガス化発電方式での森林バイオマス地域熱電併給の事業化に向けて、事業予定者や地域関係者など慎重に協議するとともに、説明会などにより町民の御理解を得ながら進めてまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林、林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署とも連携しながら、第50回の節目となる下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

また、新たな森林文化の確立を目指し、引き続きチェンソーアート大会への支援を行ってまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減のため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保の支援について引き続き実施してまいります。

第4は、商工業の振興対策であります。

商工業の後継者と労働力不足が懸念される中、次の2点を重点的に推進してまいります。

1点目は、中小企業の振興であります。「中小企業振興基本条例」に基づき、経営基盤強化、人材の育成、労働環境の改善などを支援するとともに、下川町産業活性化支援機

構に設置したタウンプロモーション推進部の機能を充実し、移住促進、事業承継者や起業家の誘致、地域産物の売り込み、事業者と就業希望者のマッチングなどを関係機関と連携して総合的に取り組み、地域経済の活性化や雇用の維持と創出を図ってまいります。

2点目は、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社や王子ホールディングス株式会社等との円滑な事業推進のため、連携を強化するとともに、森づくりパートナー基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めてまいります。

また、子供交流を進めている京都府京丹波町をはじめ、課題を共有する自治体間の連携を強化し、地域課題の解決に取り組んでまいります。

第5は、観光の振興であります。

アイスキャンドルミュージアムなどの各種イベントを核とした交流人口の拡大や、昨今の海外観光客、体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、観光振興計画を策定し、地域ブランド力の向上や受入れ体制の充実を図ってまいります。

また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、地域文化交流の促進と滞在型交流人口の拡大を図るため、宿泊研修交流施設を整備してまいります。

第6は、地域資源の活用と新産業の創造であります。次の3点を重点的に推進してまいります。

1点目は、森林バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを最大限活用することによる循環型経済社会や低炭素社会の創造に向け、「環境モデル都市」「環境未来都市」の具現化事業を推進してまいります。

2点目は、産業間の連携であります。

産業連携会議の開催や産業クラスター構想の推進により、地域産業の活性化と新たな産業の創造を図るなど、産業の振興と地域活性化を図ってまいります。

3点目は、新たな社会システムの創造であります。

集落対策のモデルである「一の橋バイオレッジ構想」の推進と、一の橋地域の核となる産業として特用林産物の栽培研究事業及び販売事業を推進してまいります。

また、昨年度から推進している、地域課題を解決するための担い手として期待される地域運営組織である「社会的企業」の創造に向け、引き続き研究を重ねて、持続可能な地域づくりを推進してまいります。

第7は、雇用・労働対策であります。

雇用の確保、雇用機会の創出、雇用の通年化を目指し、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、労働環境向上の取組を支援してまいります。

次に、第5点目の基本目標「町民が主役のまちづくり」であります。

町民主権の町政運営を進めるため、町民により分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出し、地域力の向上に努めてまいります。

また、町民参加が進むよう、公区活動や町民が自主的、主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

次に、第6点目の基本目標「効率的で効果的な行財政運営」であります。

平成31年度からスタートする第6期総合計画の策定に向け、地域の実態把握及び計画

策定の基礎とするため、町民意向調査を実施いたします。

また、限られた財源の中で、地域経済の循環を促し最大限の効果を発揮させるため、事務事業の重点施策を優先的に実施し、国、道などの補助金や交付金を適切に活用するとともに、計画的な起債の償還を行い、行財政運営の健全化を図ってまいります。

町税等につきましては、適正な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

職員の人材育成事業として、内閣府への職員派遣を引き続き実施してまいります。

以上、町政執行方針を申し上げましたが、行政の継続性を踏まえながら、地域課題を解決し、町民が幸せを実感する「幸せ日本一のまち」を創るために、町政を執行してまいる決意でありますので、議員並びに町民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、平成 29 年度の町政執行方針とさせていただきます。以上であります。

○議長（木下一己君） 以上で町政執行方針を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第 5 教育長より、教育行政執行方針の表明があります。  
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 平成 29 年第 1 回下川町議会定例会の開会に当たりまして、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様への御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

今日、人口減少、少子高齢化、グローバル化の進展及び情報通信技術の発達など社会が大きく変化する中で、本町が地方創生を実現していくためには、将来を担う人材の育成が不可欠であり、ふるさと下川に誇りを持ち、お互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身に付けることができるように、学校、家庭及び地域が連携して教育力の向上を図り、個性を伸ばし、能力を引き出すための教育が重要であります。

教育委員会としては、全ての児童生徒が生きる力を身に付け、未来を担い夢と希望を持ち、社会で自立していくための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に向けて、好ましい生活習慣の会得と体力の向上など、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力、判断力、表現力等を育む教育が必要であると考えております。

また、自然環境や歴史と伝統文化などの体験活動を通し理解を深めながら、知識や技能を確実に身に付ける学習を進めるとともに、発達段階に応じた教育の中で、基本的な生活習慣、読書活動、社会性の取得など、学校、家庭、地域が連携を図り、豊かな心と健やかな体の育成をはじめ、教育環境の充実、特色ある学校づくり及び家庭の教育力を高めることに努める必要があります。

このようなことから、「下川町総合教育大綱」の基本目標であります「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」の実現に向け、教育行政を推進してまいります。

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。

子供たちの「生きる力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた教育の推進が重要であります。

国は、課題の発見や解決に向け、主体的、協働的に学ぶ学習、いわゆるアクティブ・ラ

ーニングの意義を示すなど、学習指導要領の改訂を進めており、こうした動向を視野に入れながら、全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動・運動習慣等調査の分析結果を踏まえ、創意ある教育課程の編成や、指導方法の工夫・改善などを進め、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進してまいります。

また、保護者には、「子供を育て、包み、伸ばす親の総合力」いわゆる「親力」の発揮と、子供に家庭学習や生活習慣を身に付けることに御協力いただき、確かな学力の向上に努めてまいります。

特に、デジタルメディアへの過剰で不適切な接触について、家庭、学校、地域が連携して指導を徹底してまいります。

児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、小中学校において、ICT教育のためのタブレット端末を導入し、効果的な学習環境を整備するとともに、小中学校において語学指導助手による外国語活動学習や国際理解教育の充実を図り、低学年から学習する習慣を身に付けるため、ウィークエンドスクールにおいて、家庭学習の充実による学力向上に努めてまいります。

また、特別支援教育につきましては、相談員による学習や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため、外部の関係機関等の専門家による指導助言とともに小中学校に支援員を配置し、発達の遅れなどが見受けられる児童生徒の学校生活を支援してまいります。

地域とともにある学校づくりのため、今年度からコミュニティ・スクール制度を導入し、下川町における義務教育9年間を通した小中連携による学校運営協議会を設置し、学校と保護者及び地域住民が連携、参画した学校運営を推進してまいります。

次に、「豊かな心」、「健やかな体」の育成につきましては、道徳が学習指導要領の改訂により教科化されることを見据え、「考える道徳、議論する道徳」への転換に向け、学校への指導資料の提供や、教職員を対象とした研修会を実施します。

また、子供たちが連帯と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、森林とのふれあいや林業体験などを通して学習する森林環境教育や、望ましい食生活を図るため、食に関する正しい知識と地産地消に関する食育を通して健やかな心と体の育成に努めてまいります。

いじめについては、本年度から「下川町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの芽はどの子供にも生じ得るという強い認識に立ち、町、学校、保護者、地域住民及び関係機関等が連携し、未然防止や早期解決を行い、児童生徒が安心して健やかに成長できる環境づくりに努めてまいります。

また、不登校については、教職員と保護者が連携して、個別での学習、生活支援を行ってまいります。

児童生徒の安全、安心の確保につきましては、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の安全点検を実施するなど、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

教育環境の整備、充実につきましては、施設の老朽化に伴う小学校の外壁工事、中学校の屋上等の防水工事を実施し、児童生徒が快適な環境で学習できるよう、安全で安心な学校づくりを図ってまいります。

次に、近年、下川商業高等学校は、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況でありましたが、平成 29 年度は定員を超える出願者となりました。引き続き、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性をいかした特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援のほか、近隣や札幌圏の中学校への P R 活動や 4 町村連携による札幌市での学校紹介などを展開し、存続維持、発展に向けた振興策を進めてまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

町民一人一人が「潤いのある生活」とともに、「心の豊かさ」と「生きがい」を実感できる生活を送るためには、生涯にわたって積極的に学び、その成果をいかせる環境をつくることが重要であります。

そのため、生涯各期における学習活動の機会を提供し、学びの環境整備に努めてまいります。

マイクロバスの運行につきましては、本年度から各種団体への利用拡大を図り、各種研修会や大会への支援に努めてまいります。

第 1 は、生涯学習の推進であります。

社会の変化により、生涯学習に対する町民のニーズが多様化しており、町民自らが自由に学習機会を選択できる生涯学習体制の充実を推進してまいります。

家庭教育につきましては、子供の健やかな成長のため、正しい生活習慣を身に付けるとともに、家庭の教育力向上が不可欠であることから、子供の発達段階に応じた各種セミナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提供し、親子の絆を深める取組を実施してまいります。

児童室におきましては、親子が安全に安心してふれあえる場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所を確保してまいります。

青少年教育では、子供たちの人格の基礎が作られる最も大事な時期であることから、学校、家庭、地域社会が連携を深め、良好な環境づくりを推進するとともに、キッズスクール等による各種体験活動を提供し、未来を担う青少年の育成に努めてまいります。

成人教育では、多様化する価値観の中で、趣味や生きがいを求め多くのサークルや団体が活動しております。

学びは個人の資質だけではなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した各種公民館講座等の学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタディ事業による自主学習と仲間づくりを推進してまいります。

高齢者教育では、健康で生きがいのある充実した生活を送るために、各種交流会及び高齢者学級などにより学習と交流の機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識や技能、経験をいかし、生きがいのある生活を送られるよう努めてまいります。

図書室では、図書資料の充実を図るとともに、町民の読書を通した主体的な学びや活動を支援し、町民に愛される図書室づくりを進めてまいります。

また、読み聞かせや読書イベントにより、子供の読書活動を推進し、幼児が本に親しむきっかけを作り、子供の表現力や創造力の醸成を図るとともに、親子のふれあいを推進してまいります。

第2は、生涯スポーツの振興であります。

生活習慣の変化などによる精神的なストレス及び体力や運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっております。

スポーツは、爽快感、達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりに繋がるスポーツ教室の開催などを進めてまいります。

競技スポーツにおいては、体育協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めてまいります。

また、各種少年団等が、全道、全国、世界大会に出場する選手を輩出していることは、子供たちのみならず町民に感動と勇気と可能性をもたらしております。

本町のスポーツ文化であるスキージャンプにおいては、幼小中高一貫指導を継続して推進してまいります。

また、スポーツ施設においては、老朽化や利用が少ない施設については、体育協会、スポーツ少年団及びスポーツ愛好者等、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の整備等について検討してまいります。

第3は、芸術文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが必要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供するとともに、文化団体への支援を行ってまいります。

文化財保護活用では、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である「上名寄郷土芸能」につきましては、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるため支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図ってまいります。

また、本年度から郷土資料保存施設(旧菱光小学校)に保存してある資料について、調査、整理を進めながら、今後の施設の方向性についても検討してまいります。

以上、教育行政執行の概要を申し上げましたが、グローバル化や急激な情報化など、先を見通すことの難しい時代においては、生涯を通じて不断に学び、考え、様々な困難を乗り越えながら、いくつになっても夢と志の表現のために挑戦し、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献していくことのできる人間を育成することがますます重要になります。

教育委員会といたしましては、「本町の子供たちは、町民の手で、地域全体で育てていく」という認識の下、常に危機感を持って、目の前の課題を先送りせず、「地方創生は、教育にあり」という気概を持って、本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第6 行政報告を行います。  
町長。

○町長（谷 一之君） 5件の行政報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、第3期地球温暖化対策実行計画の策定について、御報告申し上げます。

この実行計画につきましては、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、町が行う事務事業における二酸化炭素を削減し、温暖化対策に寄与しようとするものであります。

本町においては、2003年を基準とした第1期計画に始まり、木質バイオマスによる熱供給システムを構築し、現在、11基の木質ボイラーで30の公共施設に熱供給を行い、公共施設の熱需要量の64%を賄うものであり、大幅な化石燃料の使用減により温暖化対策を進めてまいりました。

今後におきましても、この取組を加速化させ、低炭素社会の実現に向け、3月に第3期実行計画を策定したものであります。

計画の基準年度を2015年、目標年度は2020年とし、計画期間は2016年から2020年の5年間といたします。

また、計画の範囲につきましては、本町が行う全ての事務事業及び組織並びに施設を対象といたしております。

二酸化炭素の削減目標につきましては、2015年比で10%の削減を目指すものであります。

取組としましては、①環境負荷の低減に配慮した施設等の整備と維持管理の推進、②環境に優しい製品の利用推進、③省資源・省エネルギー化の推進、④廃棄物の減量化、リサイクルの推進、⑤公共交通の利用促進、これらについて進めてまいります。

その主な内容といたしましては、二酸化炭素排出要因の53%を占める電気の使用について、グリーン電力購入等の検討、また、バイオマス熱電併給システムの導入、各施設等の照明のLED化、地域熱供給システムの効率化などを盛り込んでおります。

また、下川町の優位性、特徴である森林吸収における目標として、2020年度117万1,000t-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素トン）と設定しております。

本町の各種事業の実施に当たっては、本計画に基づき、目標の達成に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ってまいります。

以上申し上げます、第3期地球温暖化対策実行計画の概要について御報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目でございます。平成29年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げます。

消防行政につきましては、上川北部消防事務組合によって執行されているところですが、去る2月27日に平成29年第1回上川北部消防事務組合議会定例会が開催され、平成29年度一般会計予算として、歳入歳出総額12億6,607万4,000円が可決されたところでもあります。うち下川町分担金は1億6,534万円で、前年度対比2.4%の減となっております。

ります。

次に、下川消防費の歳入歳出予算は1億5,423万円で、前年度対比2%の減となりました。

主な事業といたしましては、消防活動の装備品として、通信機器の購入に53万円、救助備品として、エアージャッキー式の購入に79万円、自動体外式除細動器…いわゆるAEDの購入に130万円を計上しております。

また、消防団員の装備品として、ウィンドブレーカーなど60万円を計上しております。

消防施設整備では、消火栓の更新として300万円を計上し、消防力の充実強化を進めてまいります。

次に、昨年の下川町の火災及び救急の状況について申し上げます。

火災につきましては、2件の発生があり、内訳については、建物火災2件で、前年比では4件減り、損害額は351万5,000円となりました。

今後とも町民の防火意識の啓発に努めるとともに、各事業所に対しましても防火管理体制の指導強化を図り、火災予防を積極的に進めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数は189件で、前年比16件の減となっており、180人を医療機関に搬送しております。

近年、救急需要も増加の傾向にありましたが、昨年は4年ぶりに200件を下回りました。

今後は、医療機関との更なる連携体制を図るとともに、救急救命士の増員、処置拡大に伴う教育など、救急業務の高度化に努めてまいります。

次に、消防団の活動状況であります。昨年は火災出動2回のほか、各種災害に備えた訓練の実施、また、天塩川水系 天塩川総合水防演習に参加し、河川の氾濫に備えた訓練を実施したところであります。

消防団員の充足状況は、定数70名に対して現在64名と、前年比2人増となっております。

消防団員の補充につきましては、依然厳しい状況にはありますが、町民及び事業所等の理解を求めて、定数の確保に努め、今後とも地域防災の中核として、地域に密着した活動をしてまいります。

さて、近年の地球温暖化をはじめとする自然環境の変化は、北海道でも集中豪雨、大型台風の上陸、豪雪、河川の氾濫等、危険性を増大させております。

こうした中、少子高齢化と人口減少社会の進行は、災害のリスクを高める要因となっており、消防の責務は一段と重要性を増しております。

このような状況を踏まえ、町民が安全、安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関と一層の連携を図り、地域防災力の充実強化に向けて努力してまいります。

以上、上川北部消防事務組合下川消防の概要について御報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3点目でございます。名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

去る2月27日に、第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会が開催され、平成29年度一般会計予算について議決されたところであります。

歳入歳出予算の総額は、平成30年度供用の開始を目指す広域最終処分場建設事業を含



めて、それぞれ 14 億 1,509 万 7,000 円で、前年度比 13.4%の減であります。

内訳といたしましては、し尿処理部門で 1 億 1,781 万 3,000 円、炭化処理部門で 3 億 7,281 万 5,000 円、建設事業部門で 9 億 2,446 万 9,000 円となっております。

主な内容といたしましては、歳入では、分担金及び負担金が 9 億 2,241 万 4,000 円、使用料及び手数料 3,176 万 4,000 円、国庫支出金 4 億 4,085 万 1,000 円、繰越金 2,000 万円などであります。

次に歳出では、議会費 68 万 8,000 円、総務費 2,332 万 8,000 円、衛生費 12 億 5,759 万円のほか、公債費 1 億 3,299 万 1,000 円、予備費 50 万円であります。

以上申し上げまして、名寄地区衛生施設事務組合の概要について御報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4 点目でございます。平成 29 年度上川教育研修センター組合の概要について、御報告申し上げます。

本研修センターは、上川管内 4 市 19 町村で構成し、教職員等の資質向上を図るため、学校教育並びに社会教育関係指導者の教育活動にいかされる実務的研修や実践交流等の事業を進め、着実にその成果を見ているところであります。

平成 29 年度においては、これらの事業を推進するため、総額 3,036 万円の予算を計上し、さきの組合議会で議決されたところでございます。

なお、組合総予算に占める平常運営費負担金の総額は、約 84%の 2,550 万円となっております。そのうち本町の負担分は 28 万 1,000 円であります。

以上、上川教育研修センター組合の概要について御報告申し上げましたが、詳細については、別紙に参考資料として添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後、5 点目でございます。指定金融機関について、御報告申し上げます。

町では、地方自治法第 235 条第 2 項の規定により、金融機関を北星信用金庫に指定し、町の公金の収納及び支出の事務を取り扱っていただいているところであり、引き続き平成 29 年度におきましても双方に異存がなく、また、従来の実績等を十分考慮し、契約に基づく自動更新をすることといたしましたので、議員各位の御了承をいただきたく、御報告申し上げます。

以上、5 件の行政報告をさせていただきました。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第 7 議案第 1 号「下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」及び、日程第 8 議案第 2 号「下川町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 1 号 下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第 2 号 下川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年に施行された個人情報の保護に関する法律及び、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律…いわゆる改正法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、さきの改正法によって引用法令の条項に移動があったため、当該法令を引用した条文について整理を行うもののほか、自治体独自の個人番号利用事務において、情報提供等記録の訂正を行った場合に、情報記録提供者に対しその事実を通知する規定を追加するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 議案第 1 号 下川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第 2 号 下川町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

事前に配付させていただきました議案第 1 号説明資料及び議案第 2 号説明資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

議案第 1 号、議案第 2 号ともに平成 27 年度に改正されました個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部が改正されたため、条例を改正するものであります。

はじめに、議案第 1 号説明資料になりますけれども、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正になりますが、引用法令の条項に改正がありましたので、法律を引用した条文についての整理を行うものです。

これまで条例で引用しておりました法律の第 19 条の号の中に 1 号追加がありまして、それぞれ 1 号ずつ繰り下げられましたことによりまして、条例第 1 条及び第 5 条の条文中、「法第 19 条第 9 号」を「法第 19 条第 10 号」にそれぞれ条例改正をするものでございます。

続きまして、議案第 2 号説明資料を御覧ください。個人情報保護条例の改正になります。

条例第 2 条は、定義を規定していますが、第 3 号に「これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。」と改正法の準用規定を条例に追加しています。

次に、条例第 27 条の 2 では、個人情報の提供先への通知を規定していますが、法第 19 条第 8 号の追加によりまして、先ほどと同じなんですけれども、その中に「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」と条例を改正するものであります。

次に、条例第 27 条の 3 では、自己に関する個人情報の利用停止の請求を規定していま

すが、法律の改正で第 26 条の追加がありまして、それぞれ法律が 1 条ずつ繰り下がっておりますので、条文中の「番号利用法第 28 条」を「番号利用法第 29 条」に 1 条繰り下げる改正をするものです。

なお、附則におきまして、この条例の施行日は、法律の施行に合わせて平成 29 年 5 月 30 日から施行することとしております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 9 議案第 3 号「下川町税条例等の一部を改正する条例」

を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 下川町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するため、消費税率 10%への引上げの実施時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更することと規定した、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が昨年 11 月に施行されたことに伴い、関係する条項について改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、町民税の法人税割の税率の引下げの実施時期の変更、軽自動車税における環境性能割等の導入時期の変更等を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） それでは、議案第 3 号 下川町税条例等の一部を改正する条例につきまして、御手元に配付してございます議案第 3 号説明資料、下川町税条例の一部を改正する条例の概要及び下川町税条例新旧対照表に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、今町長から提案理由がありましたけれども、消費税率…これの 10%引上げの実施時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更することを規定する法令改正…これを主な要因といたしまして、下川町の税条例の一部改正…これを条建ての第 1 条として、また、平成 28 年第 3 回臨時会で改正いたしました、条例第 18 号の下川町税条例の一部を改正する条例…これの一部改正を条建ての第 2 条でそれぞれ改正するものでございます。

まず、条建ての第 1 条につきましては、下川町税条例の一部改正でございます。

資料の 4 ページをお開きください。

7 行目にございます…これにつきましては、特定非営利活動促進法…この法改正に基づきまして、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称を変更するものでございます。

同じく 4 ページの中段にございます、附則第 7 条の 3 の 2、個人町民税における住宅ローン減税措置についてでございます。

消費税率の引上げ時期が変更されることになりましたので、所得税における住宅ローン減税制度…これの適用期限が「平成 33 年」まで 2 年半延長されることと併せまして、個

人住民税における住宅ローンの減税制度…これの適用期限につきましても延長するものでございます。

資料の6ページをお開きください。

条建ての第2条関係の条例でございます。

これは、下川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でありまして、この新旧対照表ですけれども、欄を三つに区分してございます。

まず、一番左の欄でございますけれども、これは昨年ですけれども平成28年4月26日の臨時会で改正した内容でありまして、このとおりにいきますと平成29年4月1日から消費税率の10%…これを想定した条項というふうになっております。

次に、真ん中の欄でありますけれども、これは今回改正を行いまして、左側の改正がないものとして改正するものでございます。

さらに、右側の欄において、第1条の2による改正で、消費税率の10%導入を平成31年10月1日から実施するために、再度改正しようとするものでございます。

内容につきまして、資料の1ページに戻っていただきたいと思っております。

第2条関係から説明いたします。

(1)の町民税につきまして、消費税率の引上げに併せまして、平成29年4月1日から実施を予定していた法人町民税の標準税率の引下げですが、法人税割の税率について、標準税率を9.7%から6.0%に引き下げることを改正することを削り、さらに第1条の2において再度改正して、これは平成31年10月1日から施行していくとするものでございます。

続きまして、(2)でございます。軽自動車税につきまして、1番、軽自動車税における環境性能割課税の創設についても一旦削ることに改正いたしまして、第1条の2において再度、平成31年10月1日から施行するものでございます。

これは、消費税率の引上げ時に、「自動車取得税」を廃止し、「環境性能割」という新たな税制を導入するもので、3輪以上の軽自動車を対象にして、環境性能に応じて、税率が「非課税、1%、2%」というふうに課税されるものであります。

税率区分については、平成31年度の税制改正において示されることとなっております。2ページをお開きいただきたいと思っております。

2番の、軽自動車税を軽自動車税種別割に名称を変更するものです。

これも消費税引上げ時に軽自動車税における環境性能割課税を創設し、現行の「軽自動車税」を「種別割」というふうに変更するものであり、改正により一旦削って、そのうち第1条において再度、平成32年度から実施するものでございます。

3番の、軽自動車税の環境性能割の特例です。

軽自動車税の環境性能割は、市町村税としての位置付けでございますけれども、賦課徴収につきましては、当面、北海道が行うとする規定でございます。こちらの規定につきましても改正により一旦削り、第1条の2において再度改正し、平成31年10月1日から施行するものでございます。

4番、軽自動車の税率の特例でございます。

これは、グリーン化税と呼ばれているものでございまして、排出ガス又は燃料性能の優れた軽自動車、環境負荷の少ない軽自動車、これに対して税率の特例を設けて、平成27年、28年度中に新車登録した車両に対しまして、翌年度の軽自動車税の軽減を行うと…

特例措置ということになっております。軽自動車税の種別割の実施が延長になったということから、この規定の整備を行うものであり、平成 29 年度でこの軽減特例が終わることから、第 1 条の 2 において、軽減規定について削るものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） ちょっと 2 点ほど確認したいんですが、今回の改正条例の中で、条建てでやる第 2 条の部分ですが、ここで税条例等の一部という…見出しと本文に「等」が入っておりますけれども、これは入ることが正しいのか。それと併せて、その括弧書きに「平成 28 年 4 月 26 日条例第 18 号」と、一部改正の条例であっても条例に変わりはないということで条例番号が付くんですけども、ここは従来、「平成 28 年下川町条例第 18 号」という表現ではないのかなと、うちの条例改正のやり方はそのように思うんですが、その点が一つ。

それから、次の議案の 5 ページ、6 ページに改正されたそれぞれの表が載っておりますが、私の見間違いであれば問題ないんですが…これこそ確認ですが、それぞれ改正規定で(2)のそれぞれの区分ごとに規定されていたものを、全て(2)アという文で区分が無くなってそれぞれの金額が入っておりますが、特に全てですね…例えば 3,900 円が 4,600 円、これが両ページとも全く同じ数字が並んでるんですが、手元にいただいた資料によりますと、例えば 3,900 円が 1,000 円になるとかあるんですが、そういうのが一つもないんですけども、この手元の資料と本文の条例の改正する内容と相違がないということによろしいんでしょうか。その 2 点です。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

暫時休憩とします。

休 憩 午前 1 1 時 2 3 分

---

再 開 午前 1 1 時 3 5 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただ今、議案第 3 号「下川町税条例等の一部を改正する条例」を議題として、質疑に入ったところでありますが、ここで理事者から説明がございました。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 議案第 3 号 下川町税条例等の一部を改正する条例でございますが、ただ今、質疑を受けまして、提案した議案の内容に瑕疵があるということござい

まして、一旦この条例については取下げをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木下一己君） ただ今、理事者の方から、議案第3号について取下げをさせていただきたいということですが…。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） それしか方法がないという判断での理事者答弁でしたら、これは議長の方で採択やっけていただいて結構ですが、もう少し方法あるんじゃないかなという思ひもしないではないんで、出来れば記録に残らない方がいいのかなと思ひながら私は単に確認をさせてもらいましたので、そのへんを含めていただいて議長の判断でお願いいたします。

○議長（木下一己君） 理事者の方から瑕疵があったということでもありますので、今回会期もそれなりにありますし、本会議の日程も会期中に取られているということでもありますので、整理をして改めて提案をしていただくということで取り仕切りをしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） それでは、議案第3号につきましては、後刻再提案があるということで、先に進めたいと思ひます。

---

○議長（木下一己君） 日程第10 議案第4号「下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、農業者、生産組織及び農業団体の自主的な努力と創意工夫を基本とした本町農業の更なる発展と時代に対応した施策並びに担い手への一層の支援を行い、持続可能な農業基盤の確立を図ることを目的に、下川町農業振興審議会からの答申や農業関係者などの意見を踏まえ、下川町農業振興基本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、上川北農業共済組合の合併に伴う名称の変更及び、補助区分等を統廃合し平明な内容に変更するとともに、担い手の対象年齢の引上げを行い、経営発展を目指す中核的農業者や経営継承を目指す担い手に対する支援を強化するものとし、さらには今後の財政規律維持と効率的な補助を実施していくことに鑑み、各種事業に限度額を設定するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど

お願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 3点ほど確認をさせていただきたいと思います。

1点目でございます。執行方針の中で、非常に財政状況が厳しいと、そんな中で提案できる自治体づくりによって乗り切れるということを言われている。また、将来の投資を念頭に置いていると。そのような中で御案内のとおり農業というのは本町の極めて重要な基幹産業であります。改正の目的…農業の更なる発展、そんな中で財政規律を維持するというところで限度額を設けていると。この矛盾というか整合性が第1点。それから、財政規律というのは、基本的な考え方が統一されたものがあって、この振興条例もその中で維持をしていくという考え方なのかということですね。

2点目、基幹産業である林業、林産業…基本条例がございます。その中でも支援制度があるわけでございますけども…中小企業もございます。それぞれ対象となるものが違いますが、基本的な考え方として整合性が図られているかどうかということなのです。

それから3点目、執行方針にもありますとおり、非常に農業の置かれている状況が不透明であるというところがございます。そんな中で、時限措置を設けない…この条例は何年ぐらいを想定しているのかということ。

これ基本的な考え方でございます。理事者の方から御答弁いただければと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 財政規律の問題でありますけれども、上限を設定していくということではありますが、これは2点目の林業や中小企業と関連してございますけれども、これについては整合性を持ちながらやろうということで内部的に協議をいたしまして、そして今回の農業振興基本条例の提案になったわけではありますが、財政上も…国のいろんな財政も厳しい状況になってきているという中で、交付税等も下川町非常に依存しているところがございます。そしてさらに基金等の取り崩し、さらには公債費の増額など、財政も非常に厳しい中で、支出する財源は少しでも抑えていかなければならないと。それは将来的に負荷を少しでも少なくしていこうというそういう目論みがございまして、今回の条例提案になったわけでございます。そういう厳しい財源の中で町としても一定程度上限を決めていく必要があるだろうということで今回提案させていただきました。

2点目の整合性については、今申し上げましたように、林業の基本条例、さらに中小企業の基本条例についても、このへんが整合性取れるようにということで、横連携でいろいろ協議をいたしまして、今回の農業の基本条例の提案となったわけでもあります。

それから3点目の時限措置につきましては、当面これについては、この基本条例を改正しながら進めていって、そして一定程度時期をみて、またこの基本条例の改正という時期



がくるのではないかと。そういうようなことで起案をした次第でございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第4号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第11 議案第5号「下川町立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第5号 下川町立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、昨年12月の第4回定例会において、介護保険法の改正により、下川町介護予防生活支援事業条例の一部が改正されたことから、町のデイサービスセンターで実施しております要支援者等を対象とした介護予防生活支援事業の通所介護事業に係る生きがい活動支援通所事業の一部が平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、それらの利用料について明記すべき文言を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、第9条のデイサービスセンターの利用料について、現行の介護報酬に基づく利用料のほか、総合事業に移行する新たなサービス体系に基づく利用料の根拠について、必要な文言を追加するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第5号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第12 議案第6号「下川町病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 下川町病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町民の健康と福祉の向上を推進するとともに、地域の高齢化が進行する中において、可能な限り町民が住み慣れた地域で安心して医療を受け、暮らし続けられるよう、医療、保健、福祉、介護の連携強化を図り、地域包括ケアシステムを推進するため、町立下川病院を国民健康保険診療施設として位置付け、運営していくための関係する条例の改正を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 6 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第 13 議案第 7 号「下川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 下川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、道路法第 39 条第 2 項において、道路管理者である町が条例で定めることとなっている町道の道路占用料につきまして、平成 29 年 1 月に国道の道路占用料を定める道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、国道と町道の道路占用料の均衡を図るため、道路法施行令に規定している道路占用料を準用し、改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、第 1 種電柱につきましては、改正前、1 本につき「310 円」を、改正後「300 円」に減額し、第 1 種電話柱につきましては、改正前、1 本につき「280 円」を、改正後「270 円」に減額するなど、道路法施行令で定める道路占用料に合わせて全体的に減額しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） それでは質疑をさせていただきますが、下川町の道路占用料の徴収条例の改正内容については特にふれる必要もないと思うんですが、提案理由にありました、道路法施行令の一部が改正されたことに…ということで、昨年も今回よりもっと大きな減額がされて、条例が改正されておりますけども、連続この時期に…非常に地方財政が厳しいという時にですね、国の方から道路施行令に規定している道路占用を準用してそれぞれの地方公共団体も減額しなさいという趣旨の準用規定がもしあるとしたら非常に問題なんですけど、そこで何点かお聞きしたいと思いますが、まず道路法の施行令の改正理由、簡潔に聞かせてください。

それから、その中で国や町の均衡を規定している条文があれば、そのことについて具体的に説明していただきたい。

それから、昨年もお聞きしているんですが、この占用料の規定を改正することによって、どれ程の収入で見積もりの違いが出てくるのか。そのへんについては、今回は 10 円、20 円、30 円の規模のことですから、そう大きくないかと思うんですが、私の趣旨は、こういう厳しい時に少しでも自前のものを稼ぐという中で、こういったところで…僅かな額かもしれないけれども、そのへんについては姿勢の問題として看過出来ないんじゃないかというふうに思っていますから、そのへん答えていただきたいと思えますし、特に乱暴なのは、昨年までは端数が 1 m<sup>2</sup>とか 1m 満たない場合は切り上げて 1 m<sup>2</sup>、1m にしていたんですが、今回みますと逆にその端数を切り捨てると。大体どこまでこういったことを準用すれといっているのか、本当に明確な根拠規定があったらこの際、町民に知らせるという意味で、しっかりと質疑に答えていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 3 点の御質問について御説明いたします。

1 点目でございますが、道路法の改正でございますが、国道における道路占用料の額を規定している道路法施行令が改正されました。これは平成 29 年 1 月 18 日公布、29 年 4 月 1 日付けで施行でございます。これにつきましては、3 年に一度の固定資産税評価額の評価替え、地価の変動等を踏まえ、国道における道路占用の額を規定している施行令が改正されたことに伴いまして、道路法の占用料についての額を変更したという内容になって、3 年に一度の変更になっています。昨年度、町の条例として変えたんですが、それまでは定額として町は数年の中…平成 20 年から変えておりませんでした。そこで国の方としては 3 年に一度ずつ変えていった中で、国と町との額の乖離が多くなったという内容。

それからそれを占有している事業者の方からの申し出というものございまして、数年の中で検討していった中で、国に準用していくというようなかたちで昨年度変更していった

わけでございます。この3年に1回が今年入ったということで、今年も変更になったというかたちでございます。

2点目でございますが、近郊町村でございます。まだ足並みには相当差があるようなことでございますが、方向性としては国に準用するというような内容で進めているような流れというふうに考えた…整理をしていったところでございます。詳しいところはすいませんが手元にはございませんので…そういう内容でございます。

3点目でございます。金額につきまして、現在のところ…本年度については90万円ほどの占用料の徴収がございます。今回の変更に伴いまして、仮定した場合3万6,000円程度の減額、約3.9%の減収となる見込みでございます。以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 確認なんですけど、これは3年に1回見直すということのようですが、去年は…平成20年以降はずっと据え置いていてやっていなかったんで国との開きが大きくなったから、準用するという趣旨からも昨年大幅な改正になってしまったということで、3年に一度改正していれば去年のような大幅な改正は必要なかったということなんですけど、ただそこで、平成20年以降、改正しなくても特別国や道からなんら言われることがなければ、そのまましておいてもよかったのかなという…素人考えです。そのへんについては可能な限り道路法施行令に伴って準用するよという国からの、あるいは関係省庁からの指導があったのかどうか。それだけは確認しておきたいと思えます。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 道路法39条第2項におきまして、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができ、占用の額につきましては道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされているというのが基本でございます。この中で、国としては町村に対して指導というものを…これらに準じて行うように進めてもらいたいというような内容の申し出…通達はきているところでございます。各町村では、先ほども申し上げましたように、まちまちに条例で決めているというかたちが現存しているわけでございますけども、あくまで…町村においては5段階の5級地になって、町の中でも国道というものについての占用料がその基準となっております。同じ町の中においても、その差ができるというのは…乖離ができていくということでは、それを占用する事業者にとっても何とか乖離を縮めるということでは準用する方向性が一番いいのではないかと…いうふうに町は決定していったわけでございます。先ほど申し忘れましたけど、その他の改正事項として、先ほどの整数化…0.1㎡または0.01m未満の端数を切り捨てて計算することとする…これについても同様の改正がございまして、それを準用したわけでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 最後の質問ですけども、今課長の方から…国の方からそういった…可能な限り準用するということの通達があったと…聞き間違いでないですよ…通達があったというようなことで、その実施については地元の判断で…自主的に改正をしたと。通達はあったけれども、自主的に改正をして…対応していくことの方が望ましいという判断で改正していると、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 詳細なところについての通達、もしくはそういう国としての考え方の町村についての求め方という…現状この場においてはちょっと確認が出来ませんので、間違った部分があるかと思いますが、国の方としてはそういうような方向性を持っているというようなことでは確認していたわけでございます。細かなところは大変申し訳ございません。そういう事情でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） しつこいようですけども、私の言いたいことは理解していただけますよね。今通達という言葉はないんですよ。通達がもしあったとしたらこれは介入するものですよ。ですから、そういうことに対してもし通達というのが本当にあったとしたら、これに対しては強く理事者の方も何らかのかたちで発言していくべきだと思うんです。ですから、たぶん通達ではなくて、そういったことでということで関係市町村に指導されたいという趣旨の文書があったということだと私は理解しますが、是非ですね…その通達という言葉は地方分権の時代では…おそらく国もその通達を出してはいけないことになっていますから絶対あり得ないと思いますので、それは税法の改正なんかもですね…絶対いま準則という言葉はないと同じように、そういうことはないので、是非気を付けていただければという思いで質問を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

ここで、13時15分まで休憩といたします。

---

休 憩 午後 0時 0分

---

再 開 午後 1時13分

---

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第14 議案第8号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度一般会計の第8回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ7,853万円を追加し、総額を71億8,543万円とするもののほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債を補正するものでございます。

今回の補正の要因につきましては、国の補正予算によるもの、事務事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するもの等によるものでございます。

主な補正予算の内容を申し上げますと、総務費では、生活サポート地域公共交通事業に係る交付金を。

民生費では、自立支援給付費負担金を。

衛生費では、病院事業運営補助金を計上しております。

農林業費では、地方創生拠点整備交付金交付対象事業の決定に伴い、上名寄集住化住宅等整備事業に係る経費を計上しております。

土木費では、町道除排雪に係る経費を。

給与費では、職員給与費を計上しております。

以上、補正予算の概要を申し上げますが、これらの財源として、地方交付税、国・道支出金、諸収入、町債等を充当しております。

次に、第2条の繰越明許費の設定であります。個人番号カード交付事業につきましては、国からの通知に基づき、28年度中に執行できなかつた額を翌年度に繰り越すものです。

また、上名寄集住化住宅等整備事業につきましては、地方創生拠点整備交付金の採択を受けて実施するもので、全額を繰越明許費として予算に定めて、翌年度に執行するものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、木材産業等高度化推進資金に関し、協同組合ウディしもかわ及び下川町森林組合に対する利子補給について追加するものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、額の確定等に伴う限度額の変更及び上名寄集住化住宅等整備事業債を追加するものでございます。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第8号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第15 議案第9号「平成28年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号 平成28年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度下川町下水道事業特別会計の第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ25万円を減額し、総額を1億7,592万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、事業の確定に伴い、公共下水道費で工事請負費を、公債費で長期債償還利子をそれぞれ減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長(木下一己君) 討論なしと認めます。  
これから、議案第9号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(木下一己君) 起立多数です。  
したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長(木下一己君) 日程第16 議案第10号「平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

- 町長(谷一之君) 議案第10号 平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)について、提案理由を申し上げます。  
本案は、平成28年度簡易水道事業特別会計の第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ315万円を減額し、総額を1億1,981万円とするものであります。  
補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務管理費で人件費を増額計上するほか、事業の確定に伴い、施設管理費で手数料を、建設事業費で委託料及び工事請負費を、災害復旧費で修繕料及び手数料をそれぞれ減額計上しております。  
なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、基金繰入金、一般会計繰入金及び町債を減額計上しております。  
次に、第2表の地方債の変更につきましては、南4条通り線配水管移設工事の確定に伴い、簡易水道事業債を減額するものでございます。



以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 1 点お聞かせください。手数料で漏水調査の手数料が示されておりますけれども、この漏水調査の結果、どのようなことだったのかお話を聞ければと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 漏水調査について御説明いたします。仕切弁残存管…給水管なんですけど、漏水箇所を特定いたしまして、箇所数が 6 件、1 時間当たり 3.6 t 程度の漏水箇所を特定いたしました。順次修繕を行いました。漏水調査及び修繕の実施によりまして、27 年度末の有収率が 69.6%でございますが、28 年度末は 80%になる見込みでございます。以上で終わります。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 6 件ほどあったという話なんですけど、それによって有収率が 69.6%ということで、一般的にはこの水道の場合は有収率というのはどのぐらいが適当なんでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 標準的な有収率というのは…私としては分かりませんが、前回…右肩下がりと…どんどん漏水が多くなってきているという段階で、今回は 70%ぐらいになったということで…30%は漏れているというかたちなんですけど、その前の年が 80%ということで今回 10%ぐらいは向上したというかたちで、本来有収率としては 100%を目指しているというようなかたちで改修を心掛けてますけど、なんせ相当古い管関係がございますので、それらの改修等をしながら避けていきたいというふうに思っております。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 有収率の 100%を目指さなくてもいいと思うんです。ここにお二人技術管理者いますから分かると思うんですが、100%にして漏水がなくなると大変なこ

とになると思いますから、そのへんはちょっと…100%というのはあまり期待しないで、これからの整備計画にもいろいろと関係あると思います。そういうことでもし補足で知らせてくれる方いれば教えていただきたいんですけども。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） お答えいたします。有収率につきましては、事業体の大小によって、また配水管の延長によって、それぞれ本当に違ってきますので、平均何%というような捉え方はしていないと私は思っておりました。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） ということでですね、町長…お分かりだと思うんです。やはり適切な有資格者が現場にいないということだと…決して建設水道課長が悪いというわけではないですよ…そういうことでは是非有資格者の配置をですね…これからも業者まかせでなくて、やはり水道という大切な水を扱うわけですから、そういうことではそのへんについて十分心掛けていただければということで、質疑よりも意見になりましたけども…申し訳ないんですが、一応意識をしていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 17 議案第 11 号「平成 28 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 平成 28 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度介護保険特別会計の第 5 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 271 万円を減額し、歳入歳出総額を 4 億 3,653 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、地域支援事業費の事業の執行見込みにより、介護予防事業等の委託料及び負担金、補助及び交付金を減額し、包括的支援等事業費では職員の人件費等を減額計上しております。

歳入につきましては、保険料段階の異動に伴う保険料の減額、保険給付費の法定負担に係る国庫支出金等の増額等であります。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 575 万円を増額し、総額 3 億 656 万円とするものであります。

歳出におきましては、実績及び今後の執行見込みにより、施設管理費等において、需用費、備品購入費の執行残などを減額しているほか、基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、今後のサービス見込みにより、介護給付費収入等を減額し、指定寄附金、繰入金を増額しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 18 議案第 12 号「平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 4,766 万円を減額し、総額を 5 億 4,572 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、医療費の減額により、保険給付費を減額計上するとともに、事務事業の額の確定に伴い、共同事業拠出金を減額計上しております。

歳入におきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金を減額計上するとともに、執行見込みにより、療養給付費交付金を減額し、額の確定により共同事業交付金を増額、一般会計繰入金を増額し、財政調整交付金の国庫補助金及び道補助金を減額し、財源調整のため基金繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 特定健診の委託料がありますけども、今年の実績は昨年と比較してどのぐらいなのか。手元に資料があればお知らせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 申し訳ございません。手持ちの資料はございません。実際担当の方から聞いているところによりますと、町立病院等の治療振替等の結果がまだ出ていないことから、正確な数字…パーセントは出ていないということで、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。ただ、担当の方からは、昨年 50%だったんですけども…大幅に落ちたんですけども、実質下がるのではないかということは報告を受けているところでございます。なるべく早く率を出すように指導しているところでございますので、率については申し訳ないですけども今日はお答えすることができません。申し訳ございません。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 19 議案第 13 号「平成 28 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 13 号 平成 28 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 3 回目の補正予算でありまして、

歳入歳出それぞれ 195 万円を増額し、総額を 5,875 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料等負担金を増額計上するものであります。

歳入におきましては、保険料調定額の変更に伴い、保険料を増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 20 議案第 14 号「平成 28 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 平成 28 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 4,180 万円減額し、収入総額

を5億215万円とし、支出におきましては、病院事業費用を2,110万円減額し、支出総額を5億5,385万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、入院患者及び外来患者の減少等により、医業収益を減額し、医業外収益では、一般会計補助金を増額するものであります。

また、支出におきましては、嘱託看護補助員等の減及び退職等により、給与費を減額するものであります。

なお、収益的支出に対する収益的収入の不足する額5,170万円につきましては、経費の削減に努め、不良債務が発生しないよう努力してまいりたいと考えております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第14号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第21 議案第15号「平成29年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第15号 平成29年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第5期下川町総合計画、下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略などにに基づき、町政執行方針で申し上げました主要施策に伴う予算を計上し、総額52億1,300万円、対前年比7.9%減で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で17億589万円を計上し、前年度対比2.8%増、投資的経費では10億5,753万円を計上し、前年度対比37.2%減、その他の経費で24億4,958万円を計上し、前年度対比5.6%増となります。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、地域公共交通事業、防災対策事業を。

民生費では、医療給付事業、高齢者見守り事業、福祉医療環境コーディネーター事業を計上しております。

衛生費では、各種予防接種事業、がん検診事業、広域最終処分場整備事業、ストックヤード整備事業を。

農林業費では、農業費で、農業振興事業、農業担い手対策事業を。林業費では、林業振興事業、林道網整備事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、宿泊研修交流施設整備事業、民間賃貸住宅建設促進事業、集落創生推進事業を。

土木費では、町道整備事業、公営住宅等整備事業を計上しております。

教育費では、小中学校管理事業、下川商業高等学校入学促進事業、町民会館運営事業を。

災害復旧費では、町道等の災害復旧工事を計上しております。

一方、歳入では、町税で0.1%増の3億1,267万円、地方交付税では0.8%減の25億円を計上しております。

また、国及び道支出金では4.2%増の7億3,162万円を計上しております。

繰入金では、財政調整積立基金1億6,500万円、ふるさとづくり基金1億円、過疎地域自立促進特別事業基金2,683万円、森林づくり基金1,000万円、森林の二酸化炭素吸収量活用森林づくり基金1,000万円、社会福祉事業基金830万円、木質バイオマス削減効果活用基金800万円など、基金繰入金全体で3億3,183万円を計上しております。

町債では、投資的事業等に伴い5億3,180万円を計上しております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、下川町製材事業資金に関し、下川林産協同組合が北星信用金庫に対する債務の損失補償について、期間、限度額を定めるものであります。

第3条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第4条は、一時借入金の借入最高額を17億円に定めるものであります。

以上、平成29年度下川町一般会計予算の概要を申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 一般会計予算について、3点ほど確認をさせていただきたいと思っております。

1点目でございます。施設の指定管理でございます。28年度指定管理についてどのようにチェックをして、または利用者満足度調査なども行われたのか。そして、民間のノウハウをいかした経費節減など、この制度の目的が十分発揮される予算になっているのかどうか。

2点目でございます。公共事業の削減が行われる予算になっているのかどうか。もう1点、物品購入について、そのあり方が変わるのかどうか。

3点目、福祉施設の人員でございますけれども、官民…非常に重要な問題ですが、民間事業者への支援制度…これが新たに予算化されたり、設けられているのか。



以上、3点御質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは、私の方から3点についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、指定管理者制度の関係でございますが、こちらについては年限を3年若しくは5年ということで指定管理をさせていただいております。担当課において毎年度、年度協定を結ぶ際にその収支状況等の報告を受けながら、また年度途中におきましてはその管理状況を加味しながら実施しているところでございまして、その年度協定を結ぶ段階において、額の変更等についても検討しながら予算を計上しているところでございます。

それから2点目の公共事業の削減についてでございますが、全体的な投資的事業につきましては、昨年度から比較をしまして37.2%減少しているということですので、そういった意味での公共事業の減少…削減ということになってございます。それから、物品購入のあり方…方法については、これまで同様の取り組み方で実施をしていきたいというふうに考えてございます。

それから福祉関係の人材についての…民間施設の職員に対する支援制度ということでございますが、こちらについても人材確保を全町的に進めるという観点から、研修などの参加について支援をしていく制度を盛り込んでいるところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 前後して恐縮です。今の3点につきましては、28年度の予算の理事者総括で理事者の方から言われた案件でございます。ちなみに指定管理については、利用者満足度調査まで踏み込んでちょっとしゃべっておられますね。それから現地に赴きチェックをしていくと…チェックをできる体制をつくっていくと。こういうことで踏み込まれた発言をされておりました。利用者満足度調査というのは…これはされていないんだと思います。一般的な通常の予算の編成かと思います。

それから2点目の公共事業も踏み込んだコメントをしておりまして、3,000人規模では建設工事が多いと…見直しをすると…事業者理解を得て見直しを図っていくと…これは事業者理解を得て削減をしているという解釈でいいのかというところを再質問させていただきます。

それから物品購入についても踏み込んだ話をされておりました。

それから職員定数の中で、福祉施設について、民間の制度設計をしていきたいという発言をされておりました。

そういうことで前後して恐縮ですけども、確認の意味で質問いたしました。

公共事業の削減について、事業者理解を得て削減をしているのかどうかという点だけ御質問します。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 公共事業の実施については、その年度年度で道路、建物等必要な部分を公共事業として実施をしていくということでございますので、個々の案件、それから全体について事業者等に確認をしたということではございません。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
ただ今、議題となっております議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第 22 議案第 16 号「平成 29 年度下川町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 16 号 平成 29 年度下川町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,844 万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、下水道使用料のほか、国庫補助金、下水道債、一般会計からの繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、公共下水道費において、人件費のほか、浄化センターの管理委託料、下水道管路情報管理システム作成委託料及び浄化センター汚泥処理設備等改修工事等を、個別排水処理施設費では、個別排水処理施設維持管理委託料等を、公債費では、長期債の償還元金、利子及び一時借入金の利子をそれぞれ計上しております。

第 2 条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第 3 条は、一時借入金の借入最高額を 5,000 万円に定めるものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第 23 議案第 17 号「平成 29 年度下川町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 17 号 平成 29 年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,552 万円とするものがあります。

まず、歳入におきましては、水道使用料のほか、基金繰入金、一般会計繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、総務管理費において、人件費のほか、水道システム保守点検委託料等を、施設管理費では、浄水場管理委託料及び量水器取替工事等を、建設事業費では、下川浄水場建設基本計画策定委託料を、公債費では、長期債償還利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第 2 条の継続費につきましては、下川浄水場建設基本計画策定事業の平成 29 年度を初年度とする 2 か年計画の継続事業として総額 1,350 万円とし、年割額をそれぞれ設定させていただくものでございます。

第 3 条は、一時借入金の借入最高額を 500 万円に定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 17 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第 24 議案第 18 号「平成 29 年度下川町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第 18 号 平成 29 年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が安心して続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまして、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 2,999 万円とするものであります。

歳入におきましては、第 1 号被保険者の保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、基金及び一般会計繰入金を計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、介護保険事業計画に基づき、保険給付費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 1,690 万円とするものであります。

歳入におきましては、サービス収入、繰入金及び繰越金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、総務費のほか、各種サービスに必要な事業費、基金積立金及び公債費などを計上しております。

次に、第 2 条では、一時借入金の限度額をそれぞれ 3,000 万円と定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 18 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長(木下一己君) 日程第 25 議案第 19 号「平成 29 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第 19 号 平成 29 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 7,915 万円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税のほか、国・道支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ち、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2条につきましては、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の各項の経費の金額の流用を定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第19号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第26 議案第20号「平成29年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第20号 平成29年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,759万円とするものであります。

歳入におきましては、保険料、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第20号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第 27 議案第 21 号「平成 29 年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 21 号 平成 29 年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

病院経営につきましては、高齢化の進行などにより医療ニーズの多様化が求められる中、町民が安心して医療を受けることができるよう、在宅医療を含め、より充実した診療体制を確立し、今年度も町民から信頼される病院づくりを進めてまいりたいと考えております。

はじめに、平成 29 年度の病院事業運営方針として、1 日平均患者数を入院では 32 人、外来では 92 人に設定し、診療体制につきましては、常勤医師 2 名、非常勤医師 1 名、旭川医大からの出張医により医師体制の確保を図るほか、看護体制を整え、実施してまいります。

さらに、診療機能の充実に向け、必要な医療器機等の整備を進めることとして、これに必要な費用を計上し、平成 29 年度の予算を編成した次第であります。

以下、その概要を申し上げますと、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額 5 億 1,312 万円を計上しております。

次に、支出につきましては、医業費用として、職員給与費、材料費、経費のほか、減価償却費等と医業外費用を合わせて 5 億 5,584 万円を計上しております。

この結果、収益的収支において 4,272 万円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、病院事業の収支状況を常に把握して経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないように年度内で対処してまいりたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金に係る他会計出資金 95 万円。

器械備品購入費として他会計負担金 140 万円及び器械備品購入に係る国保会計からの他会計繰入金 4,432 万円、道補助金 600 万円、企業債 5,980 万円、合わせて収入総額 1 億 1,247 万円を計上しております。

また、支出におきましては、C T、電子カルテなど器械備品購入費のほか、C T 室改修等工事、企業債償還元金を含めて支出総額 1 億 1,489 万円を計上しております。

その結果、収支において 242 万円の不足となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填する計画であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 21 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長(木下一己君) 日程第 28 報告第 1 号「環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 平成 28 年度の環境保全の状況と施策について、御報告申し上げます。

はじめに、「地球温暖化関係」につきましては、本町の面積の約 9 割を占めている森林につきましては、二酸化炭素の吸収固定源として大きな役割を担っているところであります。

これまで本町が半世紀にわたり取り組んできた循環型森林経営を基盤とする持続可能な森林づくりを継続し、森林吸収量の拡大を図ってまいります。

また、二酸化炭素の排出を削減するため、木質バイオマスの利活用など、省エネルギー対策を推進するため、町が行う事務事業を対象とした、第 3 期地球温暖化対策実行計画を策定したところであり、今後も様々な施策を進め、二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。

次に「水質汚濁関係」であります。本町を流れる各河川の水質について、生活環境項目と大腸菌群数に関する調査を実施しております。

大腸菌群数につきましては、夏季の水温の高い時期に基準値を超えている河川が 7 か所で見られますが、その主な要因といたしましては、渇水や高温などによる気象条件が影響したものと考えられます。

また、珊瑚金山跡地につきましては、平成 20 年度に発生した旧坑道からの出水について、現地を管理しております合同資源産業株式会社と北海道産業保安監督部との協議により、継続した止水工事が実施され、平成 27 年度をもって終了したところであります。

今後も河川に影響のないよう状況等把握を行い、水質汚濁の防止に努めてまいります。

次に「アスベスト関係」であります。煙突用断熱材を使用する役場庁舎、中学校体育館、農村活性化センター、山びこ学園の 4 施設について調査を実施し、剥離や飛散について点検した結果、問題がないことを確認しております。

大気汚染や騒音、振動などにつきましては、特に問題は発生しておりませんが、各種調査による状況把握と監視・指導などにより、町民の快適な生活環境の確保に努めてまいります。

なお、本件につきましては、環境保全対策審議会に諮り、御意見を伺っているところであります。

最後になりますが、本町では、町民の皆様をはじめ、関係団体などの協力をいただき、様々な環境保全活動が実施されております。

今後もこのような活動を推進し、環境問題に対する意識の高揚を図り、町民、事業者、行政が一体となった環境保全に努めてまいります。

以上申し上げまして、環境保全の状況と施策についての報告とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で、報告第1号を終わります。

---

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。お諮りします。

委員会における議案審査のため、3月10日、午前9時まで休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、3月10日、午前9時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後2時2分 散会